

ひたちなか市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 国保税率見直しの経緯

本市の国民健康保険では、令和4年度に18年ぶりとなる税率改正を行って以降、税率を据え置いてきましたが、想定を上回る国保財政の悪化により、一般会計から積み立てた基金は7年度には枯渇する見通しとなりました。

このため、将来にわたり安定して運用できるよう、加入者の急激な負担増とならないように負担軽減を図りながら、7年度から9年度にかけて段階的に「1人当たり年平均9,000円」（合計27,000円）を増額していくこととしたところです。

【内訳】

6年度の標準保険税額（本来必要な税額）と実際の課税額との差額	: 約24,000円
子ども・子育て支援納付金分（8年度以降）	: 約3,000円

2. 令和8年度の国保税率案

8年度においては、「診療報酬の増額改定」等による「1人当たり医療費」の増加等が見込まれる一方で、「社会保険の適用拡大」等による被保険者の減少や「給与所得控除の見直し」による国保税収の減少が見込まれる中、国保の安定的な運営に向けて引き続き税率改正を行おうとするものです。

(1) 令和7年度税率改正の結果

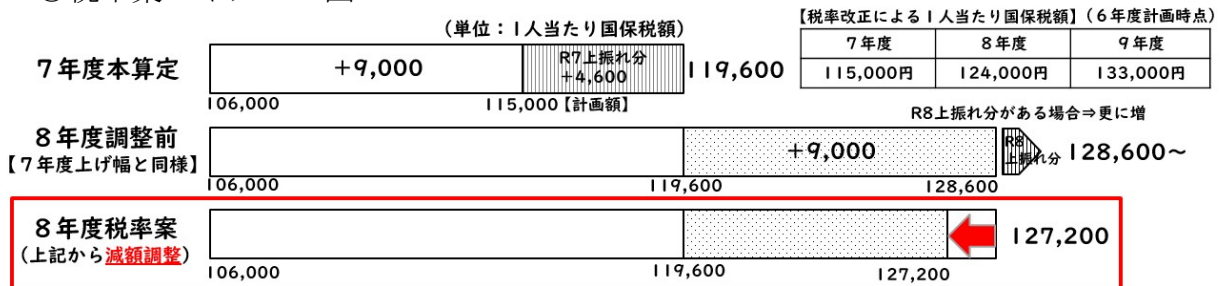
「1人当たり国保税額」は前年度より9,000円増となる見込みであったところ、13,600円増の119,600円となりました。

そのうちの上振れ分4,600円は、「農業所得」や「株式譲渡による所得」の増額を主な要因と分析しました。

(2) 令和8年度の税率案の考え方

税率案については、計画した増額分から大幅な乖離が生じないように、7年中の所得の上振れ分を見込み、7年度上げ幅と同様の税率から減額調整をした税率とするよう算出しています。

○税率案のイメージ図



なお、税率案については、ひたちなか市国民健康保険運営協議会において税率算出の考え方を含め諮問を行い、「適当である」と答申を得ています。

3. 条例改正の内容（改正条項順）

（1）子ども・子育て支援納付金課税額の新設

〈改正条項 第2条〉（新旧対照表 5～6 ページ）

第1項 国民健康保険税の課税額

課税項目
基礎課税額
後期高齢者支援金等課税額
介護納付金課税額
<u>子ども・子育て支援納付金課税額【新設】</u>

第5項 子ども・子育て支援納付金課税額の対象となる課税項目の内訳

課税項目の内訳
<u>所得割額【新設】</u>
<u>均等割額【新設】※</u>
<u>18歳以上均等割額【新設】※</u>

※18歳未満の被保険者に対する「均等割額」は全額軽減され、その軽減分を18歳以上被保険者で按分した額が「18歳以上均等割額」となります。

なお、18歳以上被保険者とは、地方税法第703条の4第30項に規定される、18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者となります。

（2）国民健康保険税の税率に係る改正

〈改正条項 第3条から第7条の4〉（新旧対照表 6～7 ページ）

課税項目	改正前		改正後	
	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額
基礎課税額	7.16%	41,700 円	<u>7.23%</u>	<u>44,000 円</u>
後期高齢者支援金等課税額	2.50%	14,800 円	<u>2.60%</u>	<u>16,100 円</u>
介護納付金課税額	2.11%	14,800 円	<u>2.26%</u>	<u>15,800 円</u>
子ども・子育て支援納付金課税額【新設】			<u>0.23%</u>	均等割額 <u>1,600 円</u>
				18歳以上均等割額 <u>100 円</u>

※税率を算定する際には、地方税法施行令の一部改正（3月末予定）に基づき、本条例改正予定の課税限度額を考慮しています。（基礎課税額：66万円→67万円、子ども分：3万円（新設））

(3) 国民健康保険税の減額に係る改正

①低所得者に対する均等割額の7割・5割・2割の軽減額

〈改正条項 第19条第1項〉(新旧対照表 7～10ページ)

課税項目	区分	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額
基礎課税額	改正前	29,190円	20,850円	8,340円
	改正後	<u>30,800円</u>	<u>22,000円</u>	<u>8,800円</u>
後期高齢者支援金等課税額	改正前	10,360円	7,400円	2,960円
	改正後	<u>11,270円</u>	<u>8,050円</u>	<u>3,220円</u>
介護納付金課税額	改正前	10,360円	7,400円	2,960円
	改正後	<u>11,060円</u>	<u>7,900円</u>	<u>3,160円</u>
子ども・子育て支援納付金課税額	【新設】	<u>1,120円</u>	<u>800円</u>	<u>320円</u>

(参考) 低所得者に対する軽減のイメージ図(基礎課税額の場合)

7割軽減	<u>30,800円</u> (7割軽減)	13,200円 (均等割額)
5割軽減	<u>22,000円</u> (5割軽減)	22,000円(均等割額)
2割軽減	<u>8,800円</u> (2割軽減)	35,200円(均等割額)
軽減なし	44,000円(均等割額)	

②未就学児に対する均等割額の軽減額

〈改正条項 第19条第2項〉(新旧対照表 10～11ページ)

課税項目	区分	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	軽減なし
基礎課税額	改正前	6,255円	10,425円	16,680円	20,850円
	改正後	<u>6,600円</u>	<u>11,000円</u>	<u>17,600円</u>	<u>22,000円</u>
後期高齢者支援金等課税額	改正前	2,220円	3,700円	5,920円	7,400円
	改正後	<u>2,415円</u>	<u>4,025円</u>	<u>6,440円</u>	<u>8,050円</u>
子ども・子育て支援納付金課税額	【新設】	<u>240円</u>	<u>400円</u>	<u>640円</u>	<u>800円</u>

(参考) 未就学児に対する軽減のイメージ図 (基礎課税額の場合)

7割軽減	30,800円 (7割軽減)	<u>6,600円</u> (未就学児軽減)	6,600円 (均等割額)
5割軽減	22,000円 (5割軽減)	<u>11,000円</u> (未就学児軽減)	11,000円 (均等割額)
2割軽減	8,800円 (2割軽減)	<u>17,600円</u> (未就学児軽減)	17,600円 (均等割額)
軽減なし	<u>22,000円</u> (未就学児軽減)		22,000円 (均等割額)

③ 出産被保険者に対する所得割額及び均等割額の軽減

〈改正条項 第19条第3項〉 (新旧対照表 11ページ)

課税項目の内訳
基礎課税額
後期高齢者支援金等課税額
介護納付金課税額
<u>子ども・子育て支援納付金課税額のうち「所得割額」、「均等割額」※</u>

※子ども・子育て支援納付金課税額のうち「18歳以上均等割額」は、地方税法施行令の一部改正(3月末予定)に基づき、軽減となる課税項目の内訳に追加する本条例の改正を行う予定です。

(4) 小学生から高校生世代までの均等割額の市独自減免の継続

〈改正条項 付則第17項〉 (新旧対照表 16ページ)

税率改正による影響を緩和するための措置として、8年度分の国民健康保険税の減免についても、7年度と同様に小学生から高校生世代までの均等割額を5割減免するため、所要の改正を行おうとするものです。

税率改正に伴う影響額イメージ図(令和8年度課税予定) 賦課限度113万円

＜40歳から64歳の方がいる世帯:介護分の賦課あり＞
子ども分あり(限度額3万円)

		世帯構成													
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯					
世帯収入 (給与)	世帯所得	数	4,497	1,954	705	264	84	25	5	1	1	エリア	影響額 (年間)	世帯数	割合
		割合	59.67%	25.93%	9.36%	3.50%	1.11%	0.33%	0.07%	0.01%	0.01%				
		小計	85.6%												
55万円	0円	4,315	3,137	850	239	67	14	7	1	0	0	①	影響額なし	0	0.00%
		57.3%													
155万円	100万円	1,337	704	428	137	52	12	3	1	0	0	①	1万円未満	5,447	72.28%
		17.7%													
		小計	75.0%												
約298万円	200万円	858	365	323	102	49	16	2	1	0	0	①	1万円台	573	7.60%
		11.4%													
430万円	300万円	400	133	142	89	28	7	1	0	0	0	②	2万円台	922	12.23%
		5.3%													
約556万円	400万円	202	61	77	45	10	8	1	0	0	0	③	3万円台	430	5.71%
		2.7%													
約678万円	500万円	107	32	38	16	12	6	2	1	0	0	④	4万円台	160	2.12%
		1.4%													
約790万円	600万円	86	19	29	17	12	5	4	0	0	0	⑤	5万円台	4	0.05%
		1.1%													
895万円	700万円	39	7	14	7	6	4	1	0	0	0				
		0.5%													
995万円	800万円	41	6	7	18	7	2	1	0	0	0				
		0.5%													
約1100万円	900万円	24	4	7	9	2	2	0	0	0	0				
		0.3%													
約1200万円	1,000万円	127	29	39	26	19	8	3	1	1	1				
		1.7%													
	世帯数計	7,536	4,497	1,954	705	264	84	25	5	1	1			7,536	100%

※世帯条件 (各階層とも所得1名) ※軽減判定:7割・5割・2割適用 ※18歳未満は均等割の5割減免適用

1人世帯	介護分:1名
2人世帯	介護分:2名
3人世帯	介護分:2名, 18歳未満:1名
4人世帯	介護分:2名, 18歳未満:2名
5人世帯	介護分:2名, 18歳未満:3名
6人世帯	介護分:2名, 18歳未満:4名
7人世帯	介護分:2名, 18歳未満:5名
8人世帯	介護分:2名, 18歳未満:6名
9人世帯	介護分:2名, 18歳未満:7名

・この影響額イメージ図は、7年度税額と8年度税額案の差額を世帯構成と所得の区分で表したもの
・影響額を1万円毎にグループ化し、○囲みの数で表示
(例:①は1万円台の影響額)

税率改正に伴う影響額イメージ図(令和8年度課税予定) 賦課限度96万円

≪40歳から64歳の方がいない世帯:介護分の賦課なし≫
子ども分あり(限度額3万円)

		世帯構成	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯				
世帯収入 (給与)	世帯所得	数	7,243	2,405	285	68	32	4	2	0	0				
		割合	72.15%	23.96%	2.84%	0.68%	0.32%	0.04%	0.02%	0.00%	0.00%				
		小計	96.1%												
55万円	0円	5,973	5,198	625	112	26	10	2	0	0	0	① 影響額なし 0 0.00%			
155万円	100万円	59.5%	1,300	894	千 59	13	5	0	0	0	0	千 1万円未満 8,239 82.07%			
		22.6%													
小計		82.1%													
約298万円	200万円	1,040	474	501	44	10	9	0	2	0	0	① 1万円台 1,229 12.24%			
430万円	300万円	10.4%	139	209	28	10	3	0	0	0	0	② 2万円台 387 3.85%			
		3.9%													
約556万円	400万円	114	45	58	8	1	1	1	0	0	0	③ 3万円台 163 1.62%			
約678万円	500万円	1.1%	27	31	12	5	1	0	0	0	0	④ 4万円台 21 0.21%			
		0.8%													
約790万円	600万円	43	12	24	5	1	1	0	0	0	0				
895万円	700万円	0.4%	12	18	3	0	0	2	0	0	0				
		0.3%													
995万円	800万円	16	10	3	2	0	0	0	1	0	0				
約1100万円	900万円	0.2%	6	9	4	1	0	0	0	0	0				
		0.2%													
約1200万円	1,000万円	62	20	33	8	1	0	0	0	0	0	一部限度額超過			
世帯数計		10,039	7,243	2,405	285	68	32	4	2	0	0	10,039 100.00%			

※世帯条件(各階層とも所得1名) ※軽減判定:7割・5割・2割適用 ※18歳未満は均等割の5割減免適用

1人世帯	介護分:0名
2人世帯	介護分:0名
3人世帯	介護分:0名, 18歳未満:1名
4人世帯	介護分:0名, 18歳未満:2名
5人世帯	介護分:0名, 18歳未満:3名
6人世帯	介護分:0名, 18歳未満:4名
7人世帯	介護分:0名, 18歳未満:5名
8人世帯	介護分:0名, 18歳未満:6名
9人世帯	介護分:0名, 18歳未満:7名

・この影響額イメージ図は、7年度税額と8年度税額案の差額を世帯構成と所得の区分で表したもの
 ・影響額を1万円毎にグループ化し、○囲みの数で表示
 (例:①は1万円台の影響額)

令和8年度税率改正に伴う影響額のモデルケース一覧

- モデルケース1・・・19～39歳 1人世帯
- モデルケース2・・・19～39歳夫婦 2人世帯
- モデルケース3・・・19～39歳夫婦+子ども1人(0～18歳) 3人世帯
- モデルケース4・・・19～39歳夫婦+子ども2人(0～18歳) 4人世帯
- モデルケース5・・・40～64歳 1人世帯
- モデルケース6・・・40～64歳夫婦 2人世帯
- モデルケース7・・・40～64歳夫婦+子ども1人(0～18歳) 3人世帯
- モデルケース8・・・40～64歳夫婦+子ども2人(0～18歳) 4人世帯
- モデルケース9・・・40～64歳夫婦+19～39歳1人 3人世帯
- モデルケース10・・・40～64歳夫婦+19～39歳2人 4人世帯
- モデルケース11・・・65～74歳 1人世帯
- モデルケース12・・・65～74歳夫婦 2人世帯
- モデルケース13・・・65～74歳夫婦+19～39歳1人 3人世帯
- モデルケース14・・・65～74歳夫婦+40～64歳1人 3人世帯

2026.3.25

モデルケース1

19～39歳(介護分なし) 1人世帯

①世帯所得 43万円(給与収入 108万円) ※【7割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	15,300円	16,900円	18,500円	+1,600円	+1,600円

△0

②世帯所得 72.5万円(給与収入 137.5万円) ※【5割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	52,600円	56,600円	60,300円	+4,000円	3,700円

△300

③世帯所得 97.5万円(給与収入 162.5万円) ※【2割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	90,900円	97,700円	104,000円	+6,800円	+6,300円

△500

④世帯所得 200万円(給与収入 約 298万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	195,600円	208,100円	219,700円	+12,500円	+11,600円

△900

⑤世帯所得 500万円(給与収入 約 678万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	471,600円	497,900円	521,500円	+26,300円	+23,600円

△2,700

⑥世帯所得 800万円(給与収入 約 1000万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	747,600円	787,700円	823,300円	+40,100円	+35,600円

△4,500

モデルケース 2

19～39 歳夫婦(介護分なし) 2人世帯

①世帯所得 43 万円(給与収入:夫108 万円, 妻65 万円) ※【7 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	30,600 円	33,800 円	37,000 円	+3,200 円	+3,200 円

△0

②世帯所得 102 万円(給与収入:夫 167 万円, 妻65 万円) ※【5 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	105,300 円	113,400 円	121,000 円	+8,100 円	+7,600 円

△500

③世帯所得 151.6 万円(給与収入:夫 228 万円, 妻65 万円) ※【2 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	181,600 円	195,100 円	207,900 円	+13,500 円	+12,800 円

△700

④世帯所得 300 万円(給与収入:夫 430 万円, 妻65 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	338,800 円	361,200 円	382,100 円	+22,400 円	+20,900 円

△1, 500

⑤世帯所得 400 万円(給与収入:夫 500 万円, 妻109 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	391,200 円	416,300 円	439,400 円	+25,100 円	+23,100 円

△2, 000

⑥世帯所得 600 万円(営業所得:夫 555 万円, 給与収入:妻 110 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	575,200 円	609,500 円	640,600 円	+34,300 円	+31,100 円

△3, 200

モデルケース 3

19～39 歳夫婦(介護分なし)+子ども 1 人(0～18 歳) 3 人世帯

①世帯所得 43 万円(給与収入:夫108 万円, 妻65 万円) ※【7 割軽減】【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	38,400 円	42,300 円	46,000 円	+3,900 円	+3,700 円
					△200

②世帯所得 131 万円(給与収入:夫 198 万円, 妻65 万円) ※【5 割軽減】【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	144,900 円	155,500 円	165,200 円	+10,600 円	+9,700 円
					△900

③世帯所得 206 万円(給与収入:夫 305 万円, 妻65 万円) ※【2 割軽減】【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	252,300 円	270,300 円	286,700 円	+18,000 円	+16,400 円
					△1,600

④世帯所得 300 万円(給与収入:夫 430 万円, 妻65 万円) ※【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	364,400 円	389,400 円	412,100 円	+25,000 円	+22,700 円
					△2,300

⑤世帯所得 400 万円(給与収入:夫 500 万円, 妻109 万円) ※【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	416,800 円	444,500 円	469,400 円	+27,700 円	+24,900 円
					△2,800

⑥世帯所得 600 万円(営業所得:夫 555 万円, 給与収入:妻 110 万円) ※【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	600,800 円	637,700 円	670,600 円	+36,900 円	+32,900 円
					△4,000

モデルケース 4

19～39 歳夫婦(介護分なし)+子ども 2 人(0～18 歳) 4 人世帯

①世帯所得 43 万円(給与収入:夫108 万円, 妻65 万円) ※【7 割軽減】【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	46,000 円	50,800 円	55,000 円	+4,800 円	+4,200 円

△600

②世帯所得 161 万円(給与収入:夫 242 万円, 妻65 万円) ※【5 割軽減】【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	185,200 円	198,600 円	210,400 円	+13,400 円	+11,800 円

△1,600

③世帯所得 261 万円(給与収入:夫 380 万円, 妻65 万円) ※【2 割軽減】【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	323,200 円	346,000 円	366,100 円	+22,800 円	+20,100 円

△2,700

④世帯所得 300 万円(給与収入:夫 430 万円, 妻65 万円) ※【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	390,000 円	417,700 円	442,200 円	+27,700 円	+24,500 円

△3,200

⑤世帯所得 400 万円(給与収入:夫 500 万円, 妻109 万円) ※【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	442,400 円	472,800 円	499,500 円	+30,400 円	+26,700 円

△3,700

⑥世帯所得 600 万円(営業所得:夫 555 万円, 給与収入:妻 110 万円) ※【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	626,400 円	666,000 円	700,700 円	+39,600 円	+34,700 円

△4,900

モデルケース 5

40～64 歳(介護分あり) 1人世帯

①世帯所得 43 万円(給与収入108 万円) ※【7 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	18,900 円	21,300 円	23,200 円	+2,400 円	+1,900 円
					△500

②世帯所得 72.5 万円(給与収入 137.5 万円) ※【5 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	63,600 円	70,200 円	74,800 円	+6,600 円	+4,600 円
					△2,000

③世帯所得 97.5 万円(給与収入 162.5 万円) ※【2 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	109,700 円	120,900 円	128,900 円	+11,200 円	+8,000 円
					△3,200

④世帯所得 200 万円(給与収入 約 298 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	234,200 円	256,000 円	270,900 円	+21,800 円	+14,900 円
					△6,900

⑤世帯所得 500 万円(給与収入 約 678 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	561,200 円	609,100 円	640,500 円	+47,900 円	+31,400 円
					△16,500

⑥世帯所得 800 万円(給与収入 約 1000 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	888,200 円	957,700 円	993,300 円	+69,500 円	+35,600 円
					△33,900

モデルケース 6

40～64 歳夫婦(介護分あり) 2人世帯

①世帯所得 43 万円(給与収入:夫108 万円, 妻65 万円) ※【7 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	37,800 円	42,600 円	46,400 円	+4,800 円	+3,800 円
					△1,000

②世帯所得 102 万円(給与収入:夫 167 万円, 妻65 万円) ※【5 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	127,300 円	140,600 円	150,100 円	+13,300 円	+9,500 円
					△3,800

③世帯所得 151.6 万円(給与収入:夫 228 万円, 妻65 万円) ※【2 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	219,200 円	241,600 円	257,600 円	+22,400 円	+16,000 円
					△6,400

④世帯所得 300 万円(給与収入:夫 430 万円, 妻65 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	406,400 円	445,000 円	471,700 円	+38,600 円	+26,700 円
					△11,900

⑤世帯所得 400 万円(給与収入:夫 500 万円, 妻109 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	468,500 円	512,100 円	541,900 円	+43,600 円	+29,800 円
					△13,800

⑥世帯所得 600 万円(営業所得:夫 555 万円, 給与収入:妻 110 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	686,500 円	747,500 円	788,300 円	+61,000 円	+40,800 円
					△20,200

モデルケース 7

40～64 歳夫婦(介護分あり)+子ども 1 人(0～18 歳) 3 人世帯

①世帯所得 43 万円(給与収入:夫108 万円, 妻65 万円) ※【7 割軽減】【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	45,600 円	51,100 円	55,400 円	+5,500 円	+4,300 円

△1, 200

②世帯所得 131 万円(給与収入:夫 198 万円, 妻65 万円) ※【5 割軽減】【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	171,800 円	188,800 円	200,800 円	+17,000 円	+12,000 円

△5, 000

③世帯所得 206 万円(給与収入:夫 305 万円, 妻65 万円) ※【2 割軽減】【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	299,200 円	328,200 円	348,700 円	+29,000 円	+20,500 円

△8, 500

④世帯所得 300 万円(給与収入:夫 430 万円, 妻65 万円) ※【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	432,000 円	473,200 円	501,700 円	+41,200 円	+28,500 円

△12, 700

⑤世帯所得 400 万円(給与収入:夫 500 万円, 妻109 万円) ※【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	494,100 円	540,300 円	571,900 円	+46,200 円	+31,600 円

△14, 600

⑥世帯所得 600 万円(営業所得:夫 555 万円, 給与収入:妻 110 万円) ※【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	712,100 円	775,700 円	818,300 円	+63,600 円	+42,600 円

△21, 000

モデルケース 8

40～64 歳夫婦(介護分あり)+子ども 2 人(0～18 歳) 4 人世帯

①世帯所得 43 万円(給与収入:夫108 万円, 妻65 万円) ※【7 割軽減】【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	53,200 円	59,600 円	64,400 円	+6,400 円	+4,800 円
					△1,600

②世帯所得 161 万円(給与収入:夫 241 万円, 妻65 万円) ※【5 割軽減】【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	217,200 円	238,200 円	252,800 円	+21,000 円	+14,600 円
					△6,400

③世帯所得 261 万円(給与収入:夫 380 万円, 妻65 万円) ※【2 割軽減】【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	379,400 円	415,500 円	440,500 円	+36,100 円	+25,000 円
					△11,100

④世帯所得 300 万円(給与収入:夫 430 万円, 妻65 万円) ※【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	457,600 円	501,500 円	531,800 円	+43,900 円	+30,300 円
					△13,600

⑤世帯所得 400 万円(給与収入:夫 500 万円, 妻109 万円) ※【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	519,700 円	568,600 円	602,000 円	+48,900 円	+33,400 円
					△15,500

⑥世帯所得 600 万円(営業所得:夫 555 万円, 給与収入:妻 110 万円) ※【子ども軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	737,700 円	804,000 円	848,400 円	+66,300 円	+44,400 円
					△21,900

モデルケース 9

40～64 歳夫婦(介護分あり)+19～39 歳 1 人(介護分なし) 3人世帯

①世帯所得 43 万円(給与収入:夫108 万円, 妻65 万円, 子65 万円) ※【7 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	53,200 円	59,600 円	64,900 円	+6,400 円	+5,300 円
					△1,100

②世帯所得 131 万円(給与収入:夫 198 万円, 妻65 万円, 子65 万円) ※【5 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	184,600 円	203,000 円	216,600 円	+18,400 円	+13,600 円
					△4,800

③世帯所得 206 万円(給与収入:夫 305 万円, 妻65 万円, 子65 万円) ※【2 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	319,600 円	350,800 円	374,000 円	+31,200 円	+23,200 円
					△8,000

④世帯所得 300 万円(給与収入:夫 430 万円, 妻65 万円, 子65 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	457,600 円	501,500 円	533,500 円	+43,900 円	+32,000 円
					△11,900

⑤世帯所得 400 万円(給与収入:夫 500 万円, 妻109 万円, 子65 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	519,700 円	568,600 円	603,700 円	+48,900 円	+35,100 円
					△13,800

⑥世帯所得 600 万円(営業所得:夫 555 万円, 給与収入:妻 110 万円, 子65 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	737,700 円	804,000 円	850,100 円	+66,300 円	+46,100 円
					△20,200

モデルケース 10

40～64 歳夫婦(介護分あり)+19～39 歳 2 人(介護分なし) 4人世帯

①世帯所得 43 万円(給与収入:夫108 万円, 妻65 万円, 子65 万円) ※【7 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	68,500 円	76,500 円	83,500 円	+8,000 円	+7,000 円
					△1,000

②世帯所得 161 万円(給与収入:夫 241 万円, 妻65 万円, 子65 万円) ※【5 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	242,800 円	266,500 円	284,600 円	+23,700 円	+18,100 円
					△5,600

③世帯所得 261 万円(給与収入:夫 380 万円, 妻65 万円, 子65 万円) ※【2 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	420,300 円	460,700 円	491,300 円	+40,400 円	+30,600 円
					△9,800

④世帯所得 300 万円(給与収入:夫 430 万円, 妻65 万円, 子65 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	508,800 円	558,000 円	595,300 円	+49,200 円	+37,300 円
					△11,900

⑤世帯所得 400 万円(給与収入:夫 500 万円, 妻109 万円, 子65 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	570,900 円	625,100 円	665,500 円	+54,200 円	+40,400 円
					△13,800

⑥世帯所得 600 万円(営業所得:夫 555 万円, 給与収入:妻 110 万円, 子65 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	788,900 円	860,500 円	911,900 円	+71,600 円	+51,400 円
					△20,200

モデルケース 11

65～74 歳(介護分なし) 1人世帯

①世帯所得 58 万円(年金収入 168 万円) ※【7 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	29,000 円	31,300 円	33,500 円	+2,300 円	2,200 円
					△100

②世帯所得 87.5 万円(年金収入 約 197 万円) ※【5 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	66,500 円	71,100 円	75,400 円	+4,600 円	+4,300 円
					△300

③世帯所得 112.5 万円(年金収入 約 222 万円) ※【2 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	104,800 円	112,100 円	119,000 円	+7,300 円	+6,900 円
					△400

④世帯所得 200 万円(年金収入 310 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	195,600 円	208,100 円	219,700 円	+12,500 円	+11,600 円
					△900

⑤世帯所得 300 万円(年金収入 約 433 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	287,600 円	304,700 円	320,300 円	+17,100 円	+15,600 円
					△1,500

⑥世帯所得 400 万円(年金収入 551 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	379,600 円	401,300 円	420,900 円	+21,700 円	+19,600 円
					△2,100

モデルケース 12

65～74 歳夫婦(介護分なし) 2人世帯

①世帯所得 58 万円(年金収入:夫 168 万円, 妻 110 万円) ※【7 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	44,300 円	48,200 円	52,000 円	+3,900 円	+3,800 円
					△100

②世帯所得 117 万円(年金収入:夫 227 万円, 妻 110 万円) ※【5 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	119,200 円	127,900 円	136,200 円	+8,700 円	+8,300 円
					△400

③世帯所得 167 万円(年金収入:夫 277 万円, 妻 110 万円) ※【2 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	195,800 円	210,000 円	223,400 円	+14,200 円	+13,400 円
					△800

④世帯所得 200 万円(年金収入:夫 310 万円, 妻 110 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	246,800 円	264,600 円	281,500 円	+17,800 円	+16,900 円
					△900

⑤世帯所得 300 万円(年金収入:夫 330 万円, 妻 190 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	299,200 円	319,700 円	338,800 円	+20,500 円	+19,100 円
					△1,400

⑥世帯所得 400 万円(年金収入:夫 430 万円, 妻 213 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	391,200 円	416,300 円	439,400 円	+25,100 円	+23,100 円
					△2,000

モデルケース 13

65～74 歳夫婦(介護分なし)+19～39 歳 1 人(介護分なし) 3 人世帯

①世帯所得 58 万円(年金収入:夫 168 万円, 妻 110 万円, 給与収入:子 65 万円)※【7 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	59,700 円	65,200 円	70,500 円	+5,500 円	+5,300 円

△200

②世帯所得 146 万円(年金収入:夫 256 万円, 妻 110 万円, 給与収入:子 65 万円)※【5 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	171,400 円	184,100 円	196,000 円	+12,700 円	+11,900 円

△800

③世帯所得 221.5 万円(年金収入:夫 332 万円, 妻 110 万円, 給与収入:子 65 万円)※【2 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	287,000 円	307,900 円	327,700 円	+20,900 円	+19,800 円

△1,100

④世帯所得 300 万円(年金収入:夫 320 万円, 妻 200 万円, 給与収入:子 65 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	350,400 円	376,200 円	400,600 円	+25,800 円	+24,400 円

△1,400

⑤世帯所得 400 万円(年金収入:夫 330 万円, 妻 190 万円, 給与収入:子 165 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	402,800 円	431,200 円	457,900 円	+28,400 円	+26,700 円

△1,700

⑥世帯所得 600 万円(年金収入:夫 430 万円, 妻 211 万円, 給与収入:子 300 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	586,800 円	624,400 円	659,100 円	+37,600 円	+34,700 円

△2,900

モデルケース 14

65～74 歳夫婦(介護分なし)+40～64 歳 1 人(介護分あり) 3 人世帯

①世帯所得 58 万円(年金収入:夫 168 万円, 妻 110 万円, 給与収入:子65 万円)※【7 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	63,300 円	69,600 円	75,200 円	+6,300 円	+5,600 円

△700

②世帯所得 146 万円(年金収入:夫 256 万円, 妻 110 万円, 給与収入:子65 万円)※【5 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	177,400 円	191,500 円	203,900 円	+14,100 円	+12,400 円

△1,700

③世帯所得 221.5 万円(年金収入:夫 332万円, 妻 110 万円, 給与収入:子65 万円)※【2 割軽減】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	296,600 円	319,700 円	340,300 円	+23,100 円	+20,600 円

△2,500

④世帯所得 300 万円(年金収入:夫 320 万円, 妻 200 万円, 給与収入:子65 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	362,400 円	391,000 円	416,400 円	+28,600 円	+25,400 円

△3,200

⑤世帯所得 400 万円(年金収入:夫 330 万円, 妻 190 万円, 給与収入:子 165 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	424,400 円	458,000 円	486,500 円	+33,600 円	+28,500 円

△5,100

⑥世帯所得 600 万円(年金収入:夫 430 万円, 妻 211 万円, 給与収入:子 300 万円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	影響額(7-6)	影響額(8-7)
国保税額	625,800 円	672,700 円	710,800 円	+46,900 円	+38,100 円

△8,800

ひたちなか市社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会(社協)は、人と人との連帯、心のふれあう中から支えあう福祉の実践を通して行う「福祉のまちづくり」を目指して、住民主体のもとに各種福祉事業を行う民間の団体です。

[沿革]

平成7年1月27日 社会福祉法人許可(茨城県知事)

[法人登記 平成7年4月20日]

平成7年4月1日に旧勝田市社会福祉協議会と旧那珂湊市社会福祉協議会が合併し、ひたちなか市社会福祉協議会となる

平成11年に財団法人ひたちなか市高齢者福祉事業団と合併

[根拠法令]

社会福祉法第109条

[役員・職員構成]

役員 : 理事 12名 監事 2名、 評議員: 25名

職員 : 事務局長 1名

事務局次長 1名

正規職員 35名

再任用職員 3名

会計年度雇用職員 39名

専門職員 33名

その他の職員(臨時・パート等) 23名

計 135名

※令和7年11月1日現在

社協だより 福祉ひたちなか

2025年(令和7年)
5月25日号
No.178(隔月発行)

発行者

社会福祉法人
ひたちなか市社会福祉協議会
ひたちなか市西大島3-16-1
ひたちなか市総合福祉センター内
TEL:029-274-3241
FAX:029-275-0606

令和7年度 ひたちなか市社会福祉協議会の事業概要

社協では、地域(自治会/社協支部)や各種機関と連携しながら、住みよい地域づくりを進めます。また、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、その人らしさを尊重したきめ細かい支援の充実に努めてまいります。

支部福祉活動の推進

市内84の社協支部(自治会)を中心に、民生委員・児童委員、ボランティアの方などと連携しながら住民参加型の福祉のまちづくりを進めています。

ボランティア活動

- ボランティア活動センターの設置・運営および運営委員会の開催
- ボランティアに関する相談・受付・調整および各種情報提供
- ボランティア連絡協議会およびグループの育成・援助
- 各種ボランティア講座・入門(出前)講座の開催
- 福祉教育校事業(ボランティアの担い手づくり)
- ボランティアスクールの開催
- 災害ボランティアネットワークの運営

ボランティアスクール
「盲導犬体験」
の様子



心身に障害を持つ方への事業

- 障害者基幹相談支援センターの運営
- 通所型施設の運営
障害福祉サービス通所事業(生活介護、就労移行、就労継続B型)
地域活動支援センター 発達支援事業(かなりや教室)
- 手話奉仕員等養成研修事業
- 障害者相談支援事業
- 障害者理解促進事業
- 福祉団体への助言・指導

高齢者への事業

- 生きがい事業の実施(高齢者大学・スポーツ大会)
- 高齢者関係事業の実施
(高齢者外出支援・小地域ネットワーク・高齢者相談)
- 高齢者クラブ連合会との連携
および高齢者クラブの育成支援
- 金婚祝賀会の実施
- 支部敬老の集い支援
- 老人福祉センターの管理運営

スポーツ大会
の様子



介護に関する事業

- 居宅介護・介護予防・訪問介護・障害福祉サービス事業
- 認知症地域支援事業
- 勝田第一中学校区おとしより相談センター
(勝田第一中学校区地域包括支援センター)事業
- 通所型予防サービス事業(元気サポート教室 高場・金上)

その他の事業

- 成年後見制度利用促進に係る中核機関事業
- 法人後見サポート事業
- 日常生活自立支援事業
- 地域福祉推進体制整備事業
- 社協だより「福祉ひたちなか」およびホームページでの情報提供
- 共同募金(赤い羽根・歳末たすけあい募金)運動
- 高齢者・子育てサロン活動の支援
- 要援護世帯に対する生活支援(生活福祉資金・小口資金貸付)
- 善意銀行の運営
- ファミリー・サポート・センター事業
- 日常生活用具(車いす)の貸出事業
- 福祉バスの管理運営
- 福祉センター等の管理運営
(総合福祉センター・那珂湊総合福祉センター・金上ふれあいセンター)

各事業は社協ホームページでも紹介しています。

事業所所在地

総合福祉センター

ひたちなか市西大島3-16-1
TEL:029-274-3241 FAX:029-275-0606

那珂湊総合福祉センター

ひたちなか市南神敷台17-6
TEL:029-263-7424 FAX:029-263-5730

金上ふれあいセンター

ひたちなか市金上562-2
TEL:029-354-6400 FAX:029-354-1315

令和7年度

ひたちなか市社会福祉協議会 一般会費・特別会費のご協力のお願い

社協では、年間を通して市民の皆さま(一般会員)や企業・事業所(特別会員)などに会員加入のお願いをしています。

皆さまから寄せられた会費は、社協が実施する地域福祉事業の財源として活用しています。ボランティア活動や支部福祉活動(一面の事業概要をご参照ください)など、誰もが安心して暮らせる『福祉のまちづくり』を進めるための大切な財源となっています。

社協の活動にご理解をいただき、ひとりでも多くの方のご協力をお願いいたします。

令和6年度は
合計 15,306,100円
の会費が寄せられました。
ご協力ありがとうございました。



一般会員と特別会員について

一般会員会費

一世帯あたり、500円のご協力をお願いしております。
一般会費は、自治会(社協支部)のご協力により取りまとめいただいております。取りまとめ方法は各自治会(社協支部)によって異なりますので、ご加入の自治会(社協支部)にご確認ください。
なお、自治会未加入の世帯で会費のご協力をいただける場合には、社協 総務係(TEL029-274-3241)までお問い合わせください。

特別会員会費

一口5,000円で、二口以上のご協力をお願いしております。
ご希望により、特別会員となってくださる企業や事業所を対象に、社協だより『福祉ひたちなか』または社協ホームページ・バナー広告に掲載ができます。詳しくは社協ホームページをご覧ください。

会費については
こちら



令和7年度 ひたちなか市社会福祉協議会 収入支出予算概要

本年度の社協の予算額について報告いたします

単位:千円

収入内訳	R7年度予算	予算割合	R6年度予算	前年度比較	支出内訳	R7年度予算	予算割合	R6年度予算	前年度比較
社会福祉事業会計	566,578	64.48%	505,269	10.82%	社会福祉事業会計	566,578	64.48%	505,269	10.82%
会費収入	14,337	1.63%	15,644	-9.12%	法人運営費	221,570	25.21%	205,771	7.13%
寄付金収入	1,034	0.12%	1,029	0.48%	福祉対策事業費	31,973	3.64%	29,420	7.98%
市補助金収入	204,405	23.26%	183,105	10.42%	ボランティア活動事業費	2,126	0.24%	2,645	-24.41%
県社協補助金収入	14,065	1.60%	14,071	-0.04%	共同募金配分事業費	24,720	2.81%	23,948	3.12%
共同募金配分金収入	24,020	2.73%	23,048	4.05%	介護保険等事業費	162,313	18.47%	166,503	-2.58%
市受託金収入	113,582	12.93%	77,873	31.44%	障害福祉サービス事業費	123,876	14.10%	76,982	37.86%
県社協受託金収入	2,818	0.32%	2,619	7.06%					
介護保険等収入	61,965	7.05%	61,864	0.16%	指定管理・委託事業会計	312,148	35.52%	319,402	-2.32%
就労支援事業収入	1,560	0.18%	1,620	-3.85%	指定管理者事業費	206,580	23.51%	192,427	6.85%
障害福祉サービス事業費等収入	93,616	10.65%	82,585	11.78%	生きがい対策事業費	1,296	0.15%	1,189	8.26%
その他の事業収入・雑収入	9,106	1.04%	16,364	-79.71%	公益受託事業費	69,760	7.94%	95,553	-36.97%
前期繰越金	26,070	2.97%	25,447	2.39%	老人福祉センター管理運営費	34,512	3.93%	30,233	12.40%
指定管理・委託事業会計	312,148	35.52%	319,402	-2.32%	支出合計	878,726	-	824,671	6.15%
市指定管理料収入	206,580	23.51%	192,427	6.85%					
市受託金収入	105,568	12.01%	126,975	-20.28%					
収入合計	878,726	-	824,671	6.15%					

社会福祉事業会計:社協自主事業および補助事業についての会計

指定管理・委託事業会計:市からの受託事業および指定管理事業についての会計

文具・事務用品・OA用品・OA機器
事務機器・書道用品・紙製品・卸

株式会社 菊池商店
電話 029-272-3517

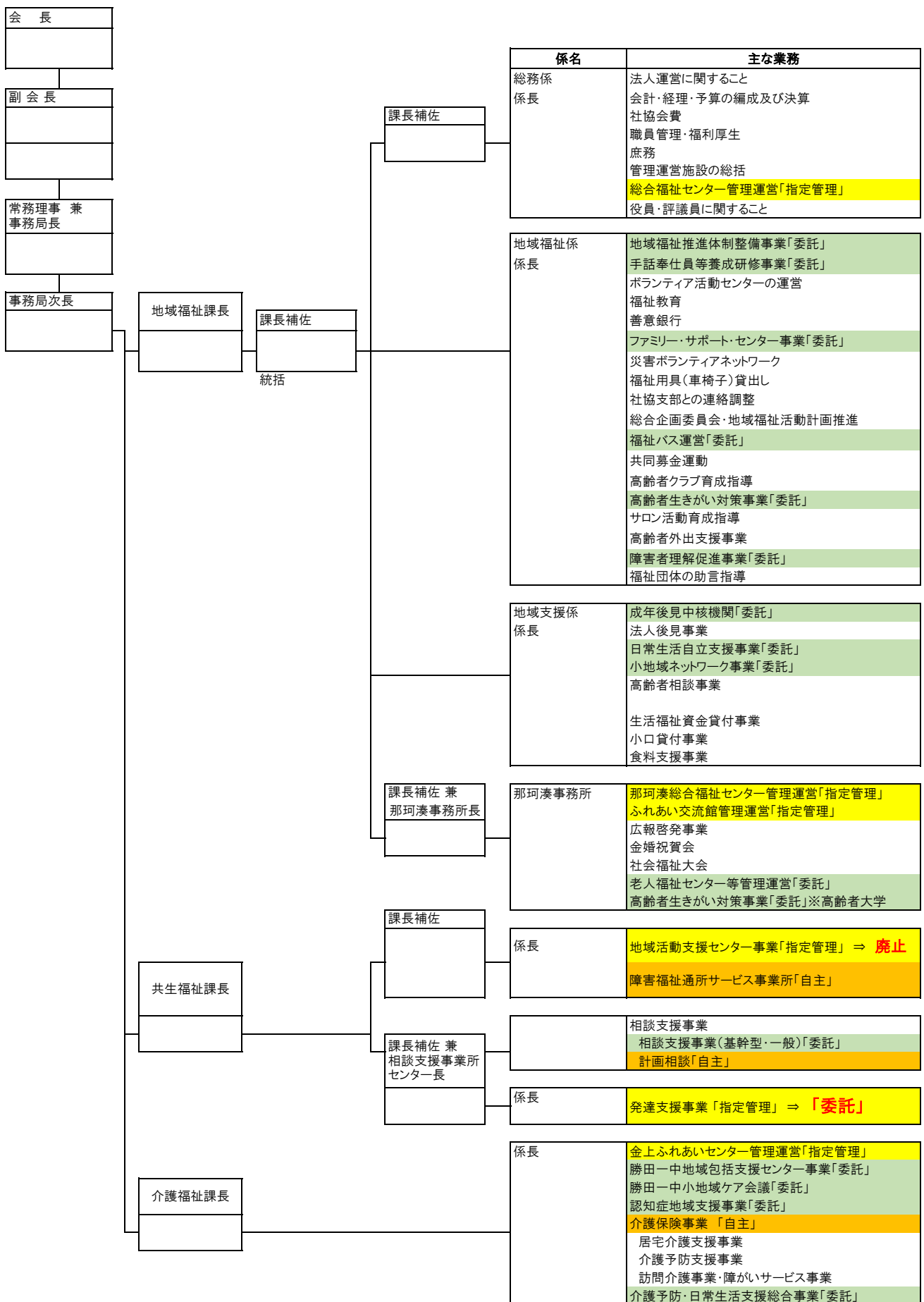
(株)シミズ空調サービス
電話 029-273-6073

空調、給排気設備等の設計施工メンテナンス

特別養護老人ホーム
めぐみ苑
KATSUJINKAI

創立1963年
建築に 美しい仕上げと安全な構造を創る会社
美と安心を **株式会社 オセヤ**
いつまでも

(本 社) ひたちなか市 町 6-8
(工 事 部) ひたちなか市 大成町 35-12



こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の実施について

1 概要

すべての子どもの育ちを応援し、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就労を要件としない新たな通園給付として、「こども誰でも通園制度」(1月あたり10時間まで利用可能)が令和8年4月から全国で実施されます。

2 対象者

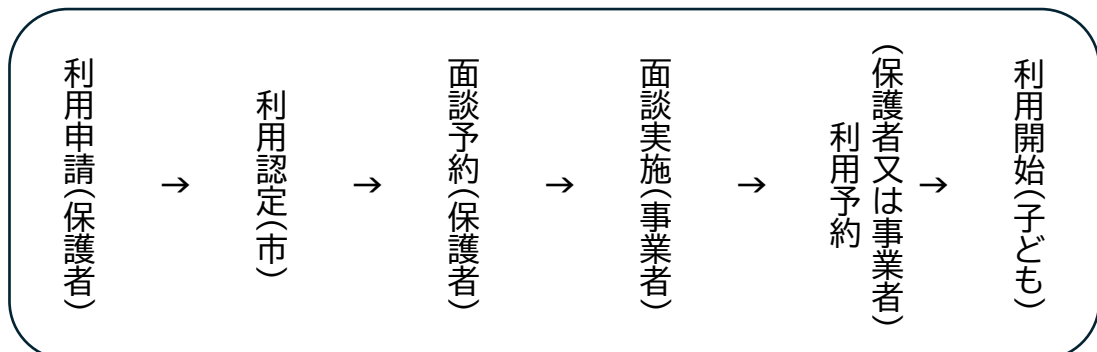
保育所等を利用していない0歳6か月から満3歳未満の子ども

3 本市の運営内容

<u>実施場所</u>	子育て支援センターひまわり(つだ保育所内) ※令和8年度中に佐野幼稚園へ移転予定
<u>開設日</u>	月曜日～金曜日(祝日, 年末年始を除く)
<u>開設時間</u>	午前の部 9時～11時30分 午後の部 13時～15時30分
<u>利用方法</u>	定期利用(利用する曜日や時間を固定して定期的に通園)
<u>利用可能時間</u>	月10時間まで
<u>利用回数</u>	午前の部, 午後の部いずれかを月4回
<u>利用料金</u>	1回750円(1時間あたり300円×2.5時間)
<u>利用定員</u>	1日あたり10人

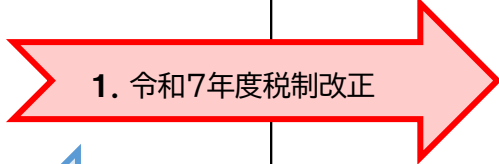
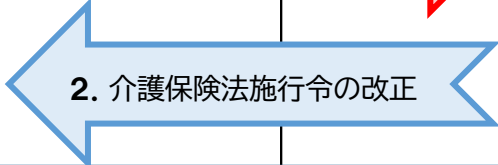
4 利用までの流れ

国が提供する「こども誰でも通園支援総合システム」により、原則としてオンラインでの手続きになります。



○議案第47号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

介護保険条例の一部を改正する条例制定について、以下の4つのポイントがございます。

給与収入	令和6年	令和7年以降
		 1. 令和7年度税制改正
	 2. 介護保険法施行令の改正	
162万5千円以下	55万円	65万円
180万円以下	収入金額×40%-10万円	
190万円以下	収入金額×30%+8万円	
360万円以下		収入金額×30%+8万円

*ポイント1【令和7年度税制改正】

上記の表をご覧ください。こちらは、「令和6年と令和7年以降における給与所得控除を比較した表」になります。1. 令和7年度税制改正の赤矢印が示すとおり、令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに就労調整にも対応するとの観点から、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ引き上げられました。

*ポイント2【介護保険法施行令の改正】

介護保険事業は介護保険事業計画（現在は令和6～8年度第9期計画）に基づき、介護保険料収入を見込んで運営しています。しかし、令和7年度税制改正によって、介護保険料収入が減少する可能性が懸念されました。そのため青矢印のとおり、介護保険法施行令の一部が改正され、税制改正前の基準に基づき算定されることとなりました。（*厚生労働省より「介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）」を令和7年12月17日に公布）

*ポイント3【特例減免措置】

この介護保険法施行令の改正によって、引き続き令和8年度も非課税の範囲内に収まるよう就労調整を行った者が、介護保険料の算定上では課税者(みなし課税者)として判定されてしまう場合が想定されます。

そのため、厚生労働省の事務連絡(令和8年1月9日付)により、「就労調整を行う場合については、介護保険法第142条に基づき、令和8年度も引き続き住民税非課税となるよう、住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できることとする」考えが示されました。

(介護保険法第142条)

市町村は条例で定めるところにより、特別な理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」

⇒従いまして、本市の介護保険条例に令和8年度分のみとする当該減免についての付則を定め、本年4月1日から適用できるよう一部改正を行おうとするものであります。

〔減免対象となる事例〕 ※別表1を参照

▶税制改正前の算定基準では、本人かつ世帯員が住民税非課税でありますが、税制改正後の介護保険料の算定基準では、世帯員のいずれかが住民税課税として判定される事例が考えられます。

▶税制改正前の介護保険料の算定基準では、本人が住民税非課税でありますが、税制改正後の算定基準では、本人が住民税課税となる事例が考えられます。

※本人または世帯員が、令和7年度(令和6年分)の住民税非課税者で今般の政令改正により、令和8年度保険料算定において課税の判定となった者を前提とします。

*ポイント4【職権による減免】

減免については、厚生労働省より「本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能とする。」と示されていることから、条例において職権により減免する規定を定めるものであります。

介護保険料減免対象者 (令和8年度予定)

別表 1

	2.4																
	2.3																
	2.1																
	1.9																
	1.7																
	1.5																
	1.3																
	1.2																
	1																
	0.9																
	0.69																
	0.685																
	0.485																
	0.455																
	0.285																
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階			
		・生活保護者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人年金収入等 82.65万円以下	本人年収入等 82.65万円超120万円以下	本人年収入等120万円超	本人年収入等 82.65万円以下	本人年収入等 82.65万円超	合計所得金額120万円未満	合計所得金額120万円以上210万円未満	合計所得金額210万円以上320万円未満	合計所得金額320万円以上420万円未満	合計所得金額420万円以上520万円未満	合計所得金額520万円以上620万円未満	合計所得金額620万円以上720万円未満	合計所得金額720万円以上			
課税/非課税判定	世帯全員が住民税非課税				世帯に課税者がいる		本人が住民税課税										
	本人が住民税非課税																
保険料段階状況	この間の移動による減免はなし				この間の移動による減免はなし		この間の移動による減免はなし										
	<div style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 2px;">①減免対象</div> 税制改正前の算定では、本人かつ世帯全員が住民税非課税 税制改正後の算定では、世帯員のいずれかが住民税課税																
	<div style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 2px;">②減免対象</div> 税制改正前の算定では、本人が住民税非課税 税制改正後の算定では、本人が住民税課税																

※前提条件：本人または世帯員が、令和7年度（令和6年分）の住民税非課税者で今般の政令改正により、令和8年度保険料算定において課税の判定となった者

老人福祉センターのあり方及び 今後の方針について



I.はじめに

①本市における公共施設等に関する考え方について

「ひたちなか市公共施設等総合管理計画（H27.11制定／R6.3一部改定）」において公共施設等の管理に関する基本的な方針が以下のように示されています。

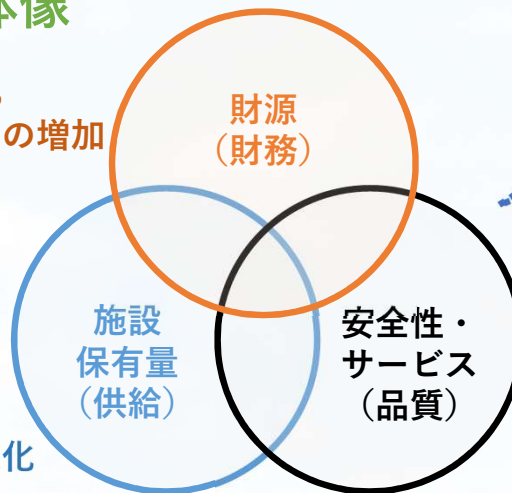
公共施設については、現状維持を前提とせず、**不断の見直しによって**既存施設の集約・複合化や多機能化を検討し、サービス水準の維持・向上に努めながら施設保有量の適正化を図り、維持管理や更新等に要するトータルコストの縮減を目指します。

■公共施設マネジメントの全体像

（「ひたちなか市公共施設保全計画」より抜粋）

人口減少社会における
社会保障関連経費の増加
+ 市税収入の減少

成熟社会における
施設利用者の減少
+ 市民ニーズの多様化



財務・供給・品質は
表裏一体
(バランスが重要)

財源が減少する中で
施設保有量や安全性を
どのように調和していくか

経済成長期に集中整備され
老朽化施設の増加
+ 社会環境の変化

「人口減少社会を見据えた施設保有量の適正化と安全性の確保」が必要

☞この方針に基づき、老人福祉センターについても必要性とあり方を検討することとしました。

I.はじめに

②検討に至った背景

本市では現在、3つの老人福祉センターが開設・運営されていますが、開設当初と現在では、本市を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。とりわけ高齢化は全国的にも著しく、合併当初（平成7年）の65歳以上人口は約16千人（人口比11.0%）であったのに対し、令和6年度末時点では約42千人（人口比27.0%）とおおよそ2.6倍となっています。

そのような中、高齢者の生活についてもライフスタイルの変化・多様化が進み、日常生活や価値観に大きく変化が生じています。

③本市の高齢者施策の基本方針

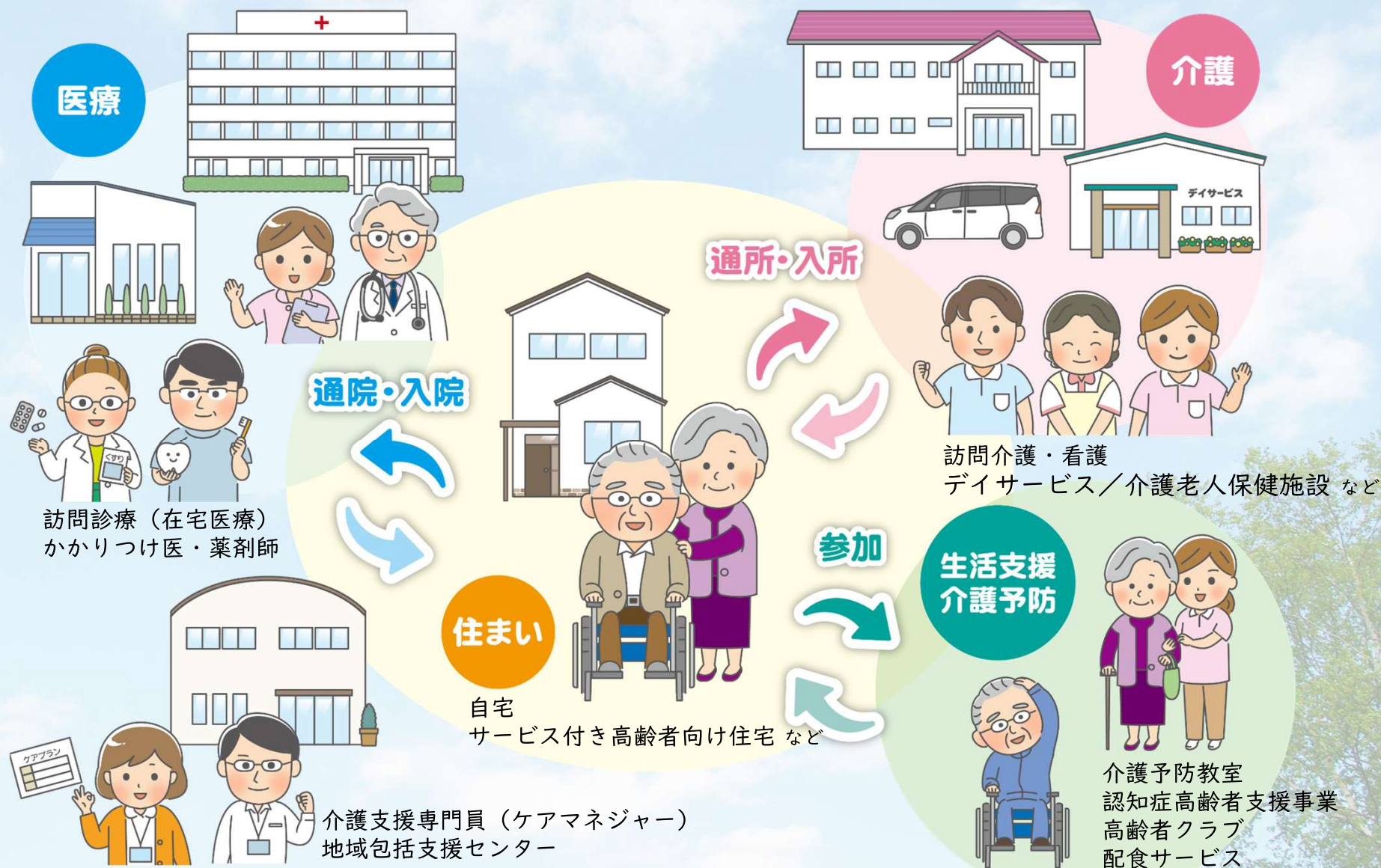
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域のニーズに合った介護予防や在宅生活を支えるサービスの充実、介護保険施設サービス基盤の整備など、介護・福祉サービスの充実に努め、地域包括支援センターを中心として関係機関との相互連携を図りながら、「地域包括ケアシステム」を推進します。また、認知症などの疾病を抱えていても、できる限り在宅で過ごすことができるよう、在宅医療の充実や、医療・介護・福祉の相互連携に努めます。

④今後について

①～③を踏まえて、老人福祉センターの果たすべき役割と課題について検討し、今後のあり方を整理する必要があります。

I.はじめに

③本市の高齢者福祉施策イメージ



「**住み慣れた地域で、最期まで自分らしい暮らしを続ける**」ための包括的な支援体制 (地域包括ケアシステム) の深化・推進

II. 老人福祉センターの現状と課題

①各施設の概要等

名称	所在	開館日 (築年数)	延床面積	敷地面積
大島荘	西大島3丁目16-1 (総合福祉センター内)	S61.10.24 (築39年)	754㎡	— (総合福祉センター合築)
みなと荘	南神敷台17-6 (那珂湊総合福祉センター内)	H7.10.1 (築30年)	365㎡	— (那珂湊総合福祉センター合築)
高場荘	高場594-2	H5.4.7 (築32年)	1,347㎡	3,611㎡ (うち借地2,611㎡)

【各館共通】

管理状況…委託 (委託事業者：ひたちなか市社会福祉協議会)

利用料…無料

対象者…市内に住所を有する60歳以上

休館日…土・日・祝日・12月28日～翌年1月4日

大島荘



みなと荘



高場荘

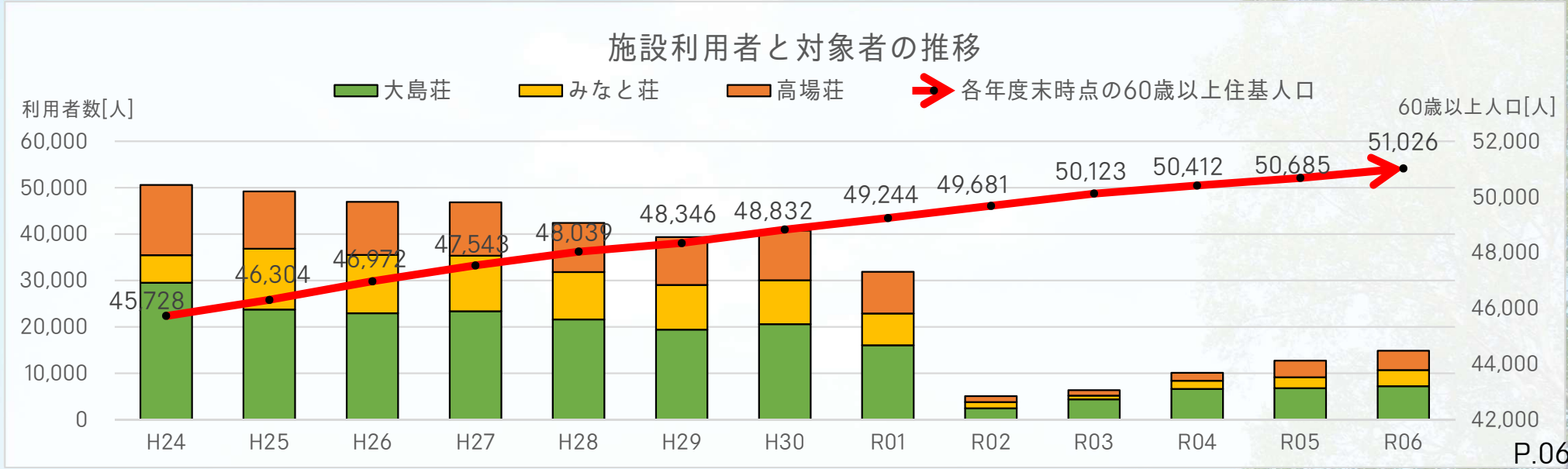


II. 老人福祉センターの現状と課題

②利用状況等

※R2.3.1～6.15, R3.1.19～3.31, R3.8.6～9.12はコロナウイルス感染防止のため全館休館
 ※令和2年度末に入浴施設廃止

施設	人数	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
大島荘	延べ利用者数	29,515	23,737	22,951	23,366	21,614	19,428	20,570	16,052	2,466	4,348	6,632	6,777	7,190
	1日平均利用者数	102	82	79	81	74	70	71	62	20	21	28	29	31
みなと荘	延べ利用者数	5,953	13,095	12,548	11,975	10,199	9,624	9,484	6,851	1,345	802	1,754	2,362	3,508
	1日平均利用者数	52	45	43	41	35	33	66	27	14	3	7	10	14
高場荘	延べ利用者数	15,159	12,384	11,481	11,492	10,623	10,333	10,694	8,959	1,280	1,199	1,719	3,559	4,154
	1日平均利用者数	42	44	40	41	37	36	37	35	14	6	8	15	17
合計	延べ利用者数	50,627	49,216	46,980	46,833	42,436	39,385	40,748	31,862	5,091	6,349	10,105	12,698	14,852
	1日平均利用者数	196	171	162	163	146	139	174	124	48	30	43	54	62
各年度末時点の60歳以上住基人口		45,728	46,304	46,972	47,543	48,039	48,346	48,832	49,244	49,681	50,123	50,412	50,685	51,026



老人福祉センターのあり方及び今後の方針について

II. 老人福祉センターの現状と課題

③利用者分析と運営コスト

施設	1月当たりの平均実利用者 (A)		利用対象者数 (60歳以上) (B)		利用率 (C)		運営コスト (委託料等) (D)		延べ1人当たり運営コスト (E)		実利用1人1日当たり運営コスト (F)		1日当たり運営コスト (G)	
	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7
大島荘	93	93			0.18%	0.18%	6,634,265	7,925,566	1,128	1,098	5,945	7,102	26,751	32,218
みなと荘	43	55			0.08%	0.11%	6,476,242	7,709,954	2,090	1,657	12,699	11,717	26,114	31,341
高場荘	55	75			0.11%	0.15%	18,658,931	20,309,650	5,224	5,901	28,357	22,617	75,238	82,560
合計／平均	191	223	50,817	51,233	0.38%	0.44%	31,769,438	35,945,170	2,814	2,885	15,667	13,812	42,701	48,706

※利用者は上期平均による(延べ人数についても同様)。運営コストは各年度予算ベース

※高場荘については、敷地の借地料含む

※高場荘については、R7.7.1～休館としているが、再開のための修繕費として101,947千円(空調設備改修／昇降機更新)以上を要する

【分析結果】

- ・**利用者の固定化**・・・1月当たりの実利用者は対象者数のうち**0.44%**のみ→実利用者が極めて少ない
- ・**施設のコスト差**・・・高場荘は単独運営のため、他の2館と比べて**約3倍**の維持管理費用を要している
- ・**施設の老朽化**・・・安全性を確保するための費用が拡大している

これらの課題は本市だけでなく全国的なものであり、これに起因して検討を行う自治体が増えています

Ⅲ. 高齢者における施策と時代背景

①全国的な流れ（ハコモノからソフトへの転換）

時代	主な内容	施策の特徴
昭和25年代～昭和35年代 (創成期)	- 1963年「老人福祉法」制定（老人ホームや無料健康診断の制度化） - 老人ホーム＝生活困窮者のための施設という色が濃い	家族に頼る「措置」中心の時代
昭和45年代 (施設整備期)	- 老人福祉センター・デイサービスセンターの整備 - 老人医療費の無料化（昭和48年）→受診増による財政圧迫	公的責任による施設整備の強化
昭和50年代～昭和60年代 (在宅福祉の重視)	- 在宅介護支援センターの設置（平成元年） - ゴールドプラン（平成元年）で在宅福祉インフラ整備計画	「施設から在宅へ」の転換
平成元年代～平成10年代 (制度化準備)	- 老人保健福祉計画（平成2年） - 介護保険法（平成9年制定）→平成12年施行への準備期間	介護を社会全体で支える理念へ
平成10年代 (介護保険制度導入)	-平成12年：介護保険制度スタート - 市町村が「保険者」，要介護認定制度導入	利用者主体の「選択と自己決定」重視
平成17年改正以降 (地域包括ケアへ)	- 地域包括支援センター制度創設（平成16年） - 要支援者の介護予防へ移行（予防給付）	包括的・予防的・地域密着型支援
平成20年代 (多様化・地域共生社会)	- 地域包括ケアシステム推進 (住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体化) - 認知症施策の強化（新オレンジプラン 2015）	高齢者を支える社会全体の仕組みへ
令和元年代～ (地域共生と多世代支援)	- 地域共生社会実現に向けた取り組み（ 重層的支援体制整備 ） - 孤立防止，生活困窮対策，子育て世代との連携強化	高齢者単独から「多世代・共生」へ

②本市における今後の高齢者施策

「**通いの場**」の拡充による介護予防と地域包括ケアシステムの推進（ソフトの強化・推進）

→ **シルバーリハビリ体操／元気アップ体操／フレイル予防教室／リエイブルメント型教室 などの開催**

IV. 老人福祉センターの果たすべき役割と代替性の精査

◎老人福祉センターの役割は国（S52.8社老第48号 厚生省社会局長）通達によって定められています。

- 現在行われている施策において、代替性の有無を検討した結果・・・

役割	代替性	市の関わり
①各種相談 （生活相談・健康相談）	地域包括支援センターの設置	運営法人への業務委託
②生業及び就労の指導	シルバー人材センターの活用	シルバー人材センターへの運営補助
③機能回復訓練の実施	シルバーリハビリ体操等 「通いの場」の提供	業務委託又は直営による業務実施
④教養講座等の実施	高齢者大学の開催	社協への業務委託
⑤老人クラブに対する援助等	高齢者クラブの運営	高齢者クラブ連合会への運営補助

➤➤➤ 既に実施している事業が役割を代替している（≡役割が重複している）

➤➤➤ “老人福祉センター” は果たすべき役割を終えていると言える

➤➤➤ **機能面の見直しを行うことが合理的と考えられます**

V. 本市の施策と検討結果を踏まえた課題への対応

①各施設の今後の方針

◎大島荘・みなと荘

それぞれ総合福祉センター及び那珂湊総合福祉センターとの合築という特性を生かし、既存利用者等にできるだけ不利益が生じないように、施設管理者等の関係者と協議しながら、様々な福祉の課題に対応する施設への用途変更を検討してまいります。

◎高場荘

他の2館に比べて約3倍となるコスト差や、老人福祉センターとしての役割を終えたことに鑑みて、用途廃止を検討してまいります。

そのうえで、今後の利活用の有無やその方向性につきましては、市全体としての公共施設のあり方を踏まえつつ、施設敷地の7割超が借地であることから、地権者等の理解を得ながら進めてまいります。

※市の指定避難所及び福祉避難所としての機能は継続・維持してまいります。

V.本市の施策と検討結果を踏まえた課題への対応

②スケジュール見通し

年	R8										R9				
月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
	関係各所との連絡調整（今後の利活用方法について検討等）														
							利活用とりまとめ								
	自治会連合会 コミュニティ組織 へ説明		個別自治会へ説明							利用者への周知 （館内掲示・利用者へ直接説明）					
													議案上程		
														用途変更 用途廃止	

学校部活動の地域展開に係る地域クラブ活動の認定導入について

国の部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインの発出に伴い、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や参加する生徒の安全、安心を担保する観点から、国のガイドラインに基づき認定制度を導入します。

1. **認定制度**について

■ 1 認定要件のポイント（国が定めた認定要件）

- (1) 生徒が希望する活動に主体的に参加でき、豊かで幅広い活動機会に寄与するもの
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- (3) できる限り低廉な参加費が設定されていること
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること
- (6) 適切な運営体制が確保されていること
- (7) 学校との連携が適切に行われていること

■ 2 認定した地域クラブ活動を実施する団体への支援

- (1) 活動運営に関する費用の補助
- (2) 活動場所の優先利用（中学校体育施設）
- (3) 活動周知（市HP、保護者連絡用アプリ（H&S））

2. **準認定制度**について

上記認定制度の他、生徒の活動機会を広く確保することや、参加する生徒の安全、安心を担保することを主目的とした本市独自の準認定地域クラブ制度を導入します。

- ・多くの活動団体に参画していただけるよう上記要件の一部を緩和
(生徒の安全、安心を担保する要件のみを抽出)
- ・準認定を受けた団体への支援は、■ 2 (2)、(3)のみ

学校部活動地域展開に関する補助について

休日の学校部活動の地域展開を推進するため、令和8年度事業におきまして国等の補助金を活用し、次の事業を実施する予定です。

①【地域クラブ活動費支援補助】※新規

目的：地域クラブ活動団体が実施する費用の一部を支援し、活動環境の整備を図るとともに参加者の負担額を軽減する。

条件：認定地域クラブ活動として認定を受けた団体

対象経費：諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費等

事業費：26,020千円（国補助 1/3、県補助 1/3、市負担 1/3：8,674千円）

②【地域クラブ活動参加費生活困窮家庭支援】※新規

目的：参加意思があるにもかかわらず、家庭が経済的に困窮していることにより参加できない生徒が生じないようにするため支援を行います。

条件：認定地域クラブ活動として認定を受けた団体が行う活動への参加

対象生徒：経済的困窮世帯（生活保護世帯、就学援助世帯など）の生徒

対象費用：活動への参加費、保険料

事業費：10,746千円（国補助 1/2、市負担 1/2：5,373千円）

③【学校部活動地域展開コーディネーター配置】※継続（R7dは実証事業として配置）

目的：学校部活動の地域展開を推進するため、コーディネーターを配置し、地域クラブ活動団体の発掘から中学生の受け入れまで等の交渉等を担う。

事業費：1,125千円（国補助 1/3、県補助 1/3、市負担 1/3：375千円）

【試行期間】プレ活動実施状況（15種目39団体）

【2月末現在】

	競技（種目）	団体数	参加人数	備考
1	軟式野球	1団体	73人	2会場分散
2	サッカー	5団体	74人	
3	ソフトボール	4団体	51人	
4	ソフトテニス	1団体	約140人	1日2教室
5	陸上競技【中長距離】	1団体	15人	
6	バレーボール	4団体	144人	
7	バスケットボール	3団体	124人	1団体は3会場分散
8	卓球	4団体	16人	
9	体操競技	1団体	10人	
10	柔道	4団体	35人	
11	剣道	5団体	32人	
12	吹奏楽	3団体	73人	
13	合唱	1団体	4人	
14	ニュースポーツ	1団体	0人	
15	なぎなた	1団体	2人	
	計	39団体	約793人	

【試行期間】ひたちなか市地域クラブ活動 運営団体及び会場等一覧

部活動をベースにした活動（兼職兼業の教員と地域が連携）
少年団・道場をベースにした活動
社会人の活動をベースにした活動
その他

No.	種目	団体名	活動場所	活動日時	活動費	定員	対象範囲	試行期間中の活動状況
1	軟式野球	ひたちなかベースボールクラブ	市内中学校グラウンド	土or日 9:00~12:00	1回 1,000円		全域	4回実施（2会場分散） 73人
2	サッカー	佐野GESC	佐野中学校グラウンド	土 9:00~12:00			佐野中学区	2回実施 21人
3	サッカー	六ツ野サッカー少年団	大島中学校グラウンド	土or日 13:00~15:00			全域	1回実施 6人
4	サッカー	総合型地域スポーツクラブみなとwaiwaiクラブ ソルチJYサッカー教室	しおかぜみなとグラウンド 那珂湊中学校グラウンド	木 19:00~21:00 土or日 9:00~12:00	1回500円		全域	2回実施 26人
5	サッカー	ひたちなかKTPフットボールクラブ	KTPスポーツパーク	土 10:00~12:30	1回500円	1回 30名程度	全域	4回実施 6人
6	サッカー	勝田一中サッカークラブ（仮称）	勝田第一中学校グラウンド	土 8:30~11:30			一中学区	2回実施 15人
7	ソフトボール	茨城アストロブランetts（中体連参加）	旧笠間東中グラウンド	土or日 9:00~12:00	月5,000円		全域	新規参加者なし 20人在籍
8	ソフトボール	東石川少年団	東石川小学校グラウンド	土or日 8:30~12:30			全域	0人
9	ソフトボール	ひたちなか市ソフトボール教室	勝田第三中学校グラウンド	土or日 9:00~12:00	月1,500円		全域	4回実施 31人
10	ソフトボール	勝田Braves少年団	市毛小学校グラウンド	土or日 8:00~12:00			全域	0人
11	ソフトテニス	ひたちなか市ソフトテニス教室	大島中学校テニスコート	土or日 9:00~12:00	1回 500円		全域	8回実施（1日2教室）各回20~40人参加
12	陸上競技 （中長距離）	ひたちなかランナース（仮称）	市総合運動公園陸上競技場 他	土or日 9:00~11:00	競技場利用料 1回 80円	20名程度	全域	2回実施 15人
13	バレーボール	ひたちなか市バレーボール教室	美乃浜学園体育館	土or日 9:00~12:00	月1,500円		全域	2回実施 74人
14	バレーボール	みなとバレーボール少年団	勝田第一中学校体育館	土or日 9:00~12:00			全域	1回実施 7人
15	バレーボール	TBKバレーボール	田彦中学校体育館	土or日 9:00~12:00	月 500円		全域	1回実施 41人
16	バレーボール	勝田一中バレーボールクラブ（仮称）	勝田第一中学校体育館	土or日 9:00~12:00			一中学区	4回実施 22人
17	バスケットボール	BLACK ORCA	美乃浜学園体育館	土or日 18:30~20:30			全域	新規参加者なし 16人在籍
18	バスケットボール	ひたちなか市バスケットボール協会 HITACHINAKA NOVA（男）ARCAS（女）	市内中学校体育館 他	土or日 8:30~11:30	月2,000円		全域	4回実施（3会場分散） 85人
19	バスケットボール	勝田二中バスケットボールアカデミー	勝田第二中学校体育館	土 13:00~16:00	1回500円		二中学区	2回実施 23人
20	卓球	二中学区少年団	津田コミセン	土 9:30~11:30			全域	2回実施 5人

部活動をベースにした活動（兼職兼業の教員と地域が連携）
少年団・道場をベースにした活動
社会人の活動をベースにした活動
その他

No.	種目	団体名	活動場所	活動日時	活動費	定員	対象範囲	試行期間中の活動状況
21	卓球	佐野中学区少年団	佐野コミセン	土 13:00~15:00		10名程度	佐野中学区	4回実施 3人
22	卓球	田彦中学区少年団	田彦コミセン	土 10:30~12:00		10名程度	田彦中学区	4回実施 4人
23	卓球	総合型地域スポーツクラブみなとwaiwaiクラブ 卓球教室	しおかぜみなと体育館	土or日 9:30~11:30 13:30~15:30			全域	4回実施 4人
24	体操競技	ひたちなか体操クラブ	勝田第一中学校体育館	土 9:00~12:00 月木 18:00~21:00			全域	4回実施 10人
25	柔道	昭道館池内道場（中体連参加）	昭道館池内道場	土 14:30~17:00 月水金 18:45~21:00	コース別料金		全域	新規参加者なし 12人在籍
26	柔道	舞鶴柔道クラブ（中体連参加）	水戸刑務所柔道場	土 9:00~12:00 火木金 19:30~21:00	月1,500円		全域	新規参加者なし 15人在籍
27	柔道	E. N. A柔道スクール（中体連参加）	佐野中学校柔道場	土 9:00~12:00 月水金 19:30~21:00	月2,000円		全域	新規参加者なし 3人在籍
28	柔道	望海柔道塾	勝田第二中学校柔道場	土 17:00~19:00 月水 19:30~21:00	月1,000円		全域	新規参加者なし 5人在籍
29	剣道	若汐会	しおかぜみなと体育館 那珂湊中学校柔剣道場	火木金 19:00~20:30	年5,000円		全域	新規参加者なし（平日のみ）5人在籍
30	剣道	青藍館	枝川小学校体育館	土 16:30~19:00 火木 20:00~21:00	月3,000円		全域	新規参加者なし 9人在籍
31	剣道	勝田若葉会	勝田若葉会剣道場	月水金 19:45~20:45	月5,000円		全域	新規参加者なし（平日のみ） 23人在籍
32	剣道	たびこ清剣会	田彦中学校武道場	土 8:30~12:00 火木 19:00~21:00			全域	4回実施 7人
33	剣道	大成会	勝田第一中学校武道場	土 9:00~12:00			全域	2回実施 16人
34	吹奏楽	ひたちなかフィルハーモニー ウインドオーケストラユース	東石川小学校体育館	土or日 9:00~12:00	月1,500円		全域	4回実施 67名
35	吹奏楽	ネモフィラ吹奏楽団	佐野小学校体育館 他	日 9:00~12:00	月3,000円		全域	新規参加者なし 2人在籍
36	吹奏楽	ひたちなか市民吹奏楽団	東石川小学校体育館	土 18:00~21:00	月1,000円		全域	新規参加者なし 4人在籍
37	合唱	勝田混声合唱団	一中地区コミセン	日 13:30~15:30	月1,000円		全域	6回実施 4人参加
38	ニュースポーツ	総合型地域スポーツクラブみなとwaiwaiクラブ ニュースポーツ教室	しおかぜみなと体育館	土or日 9:30~11:30			全域	0人
39	なぎなた	勝田なぎなたクラブ	勝田若葉会剣道場	土 10:00~12:00	入会金1,500円 月1,000円	10名程度	全域	0人

令和8年3月27日

ひたちなか市議会

議長 薄 井 宏 安 殿

文教福祉委員会

委員長 加 藤 恭 子

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 福祉行政について
- (2) 教育行政について